

武蔵野市告示第103号

武蔵野市民会館大規模改修工事について、制限付一般競争入札に付すので、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号）第7条の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年5月8日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

記

1 入札に付する事項	(1) 業種 建築工事 (2) 工事件名 武蔵野市民会館大規模改修工事 (3) 工事場所 武蔵野市境2丁目3番7号 (4) 工期 契約確定の日の翌日から令和9年3月15日まで (5) 工事概要 本工事は、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画及び保全改修計画に基づき、令和7年度及び令和8年度の2か年で大規模改修を行うものである。 ア 工事内容 劣化保全整備に加え、バリアフリー化、環境性能の向上及び施設要望を踏まえ工事を行う。 (直接仮設、外壁改修、建具改修、内装改修、外構改修等) イ 構造及び規模 (ア) 武蔵野市民会館 鉄筋コンクリート造、地上2階地下1階建て (イ) 自転車置場 鉄骨造
------------	--

	(ウ) ごみ置場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ウ 敷地面積 1,541.31平方メートル エ 延床面積 (ア) 武蔵野市民会館 2,223.92平方メートル (イ) 自転車置場 15.50平方メートル (ウ) ごみ置場 5.67平方メートル
2 週休 2 日制確保工事	本工事は、週休 2 日制確保工事の対象である。 東京都財務局が定める財務局「週休 2 日促進工事」実施要領（令和 5 年 12 月 18 日付け 5 財建技第 232 号）及び財務局「週休 2 日交替制工事」実施要領（令和 5 年 12 月 18 日付け 5 財建技第 232 号）を基に労務費を積算している。 落札者が開札後に週休 2 日制を選択しない場合及び工事完了後に週休 2 日制が達成できていなかった場合は、積算に使用した補正係数に応じて減額の契約変更を行うものである。 詳細は、別紙「武蔵野市週休 2 日制確保工事实施要領」を確認すること。
3 入札に参加する者に必要な資格	次の (1) から (10) までの全てに該当し、かつ、4 の規定により事前に本件入札参加資格の確認を受けた者が、この入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと及び同条第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。 (2) 武蔵野市工事請負業者指名停止基準（平成 7 年 4 月 1 日実施）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。 (3) 国土交通省関東地方整備局又は東京都において、指名停止期間中又は営業停止期間中でないこと。 (4) この告示の日からこの告示による開札の日まで、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において武蔵野市の建設工事等競争入札参加資格を有し、及び建築工事の等級格付けをされていること。 (5) この告示の日現在、武蔵野市と契約する本店、営業所等を東京都内に有し、建築工事の等級格付けが共同格付

	Aであること及び最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値P点が1,000点以上であること。 (6) (5)にかかわらず、武蔵野市内に本店、営業所等を有する業者は、建築工事の等級格付けが共同格付B以上であること及び最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値P点が700点以上であること。 (7) 武蔵野市と契約する本店、営業所等が建築工事業の許可を受けていること及び代表者が特定建設業許可を受けていること。 (8) 武蔵野市、国又は他の地方公共団体と元請として契約を締結した建築工事で、平成27年5月7日以降に完成した実績を有すること。 (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する専任の監理技術者を配置することができること。 (10) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたときをいう。）にないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認める場合を除く。
4 競争入札参加資格確認申込み	この入札に参加を希望する者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を送信して申込みをするものとし、持参、郵送等によるものは受け付けない。 (1) 提出期間 令和7年5月8日（木曜日）午後3時から同月23日（金曜日）午後3時まで (2) 一般競争入札参加資格確認申請書受理書の発行 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書受理書が発行されていることを確認すること。
5 提出書類	(1) 一般競争入札参加資格確認申請時に電子調達サービスにより提出する添付書類 ア 官公庁工事最高完成工事経歴書（武蔵野市工事請負契約の入札手続に関する要綱（平成7年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3号様式）

	イ 工事経歴書（要綱第４号様式） ウ 配置予定技術者調書（要綱第５号様式） (2) 一般競争入札参加資格確認結果通知書受領後に提出する入札に係る書類等 ア 送付書類の到達期限 令和７年７月２日（水曜日） イ 送付先 武蔵野市役所財務部管財課契約係 工事担当宛 〒180-8777 武蔵野市緑町２丁目２番28号 ウ 送付方法 郵送（送付元にて到着確認ができるもの） F A X 及び持参は、原則認めない。 エ 送付書類 入札参加希望者は、次の(ア)から(カ)までの書類を送付するものとする。 (ア) 誓約書（要綱第１号様式） (イ) 暴力団等排除に関する誓約書（要綱第１号様式の２） (ウ) 建築工事業許可書の写し（営業所等が契約者となる場合は、当該営業所等の許可を確認することができること。） (エ) 最新の経営事項審査の写し (オ) 官公庁工事最高完成工事経歴書及び工事経歴書に記載された工事の契約書の写し (カ) 配置予定技術者調書に記載された配置予定監理技術者の監理技術者資格者証の写し
6 最低入札参加者数	1 者とする。
7 一般競争入札参加資格確認結果通知書	本件入札参加資格確認の結果は、電子調達サービスにより令和７年５月28日（水曜日）に通知する。
8 設計図書等の配布	(1) 設計図書等の配布は、令和７年５月28日（水曜日）に電子調達サービスにより行う。 (2) 工事に関する質問は、指定の様式を使用し、全て文書

	で行い、質問書はメールで送付すること。回答書の送付は、原則ファクシミリにより行うが、回答内容によってはメールで送付するものとする。 ア 質問先 武蔵野市財務部管財課契約係 工事担当宛 keiyaku@city.musashino.lg.jp 質問漏れがないよう、併せて電話連絡を行うものとする。 イ 質問締切 令和7年6月24日（火曜日）午前10時まで ウ 回答 令和7年6月27日（金曜日）午後3時までに入札に参加予定の全ての事業者に、質問回答書としてファクシミリにて送付する。
9 予定価格	事後公表とする。
10 最低制限価格等	本件入札にあたっては、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲において、最低制限価格を設定する。
11 入札保証金	免除する。
12 入札手続等	(1) 入札書の提出 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した日から令和7年7月3日（木曜日）午前11時までに、電子調達サービスにより入札書を提出するものとする。 (2) 入札金額の記載方法 入札の金額は、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。）により行う。 (3) 内訳書の提出 入札時に内訳書を入力し、電子調達サービスにより送信すること。 (4) 再入札回数 再入札回数は、2回とする。

	(5) 入札の延期等 入札参加者に談合その他不穏な行動又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又は中止する。 (6) 入札の無効 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 入札に参加する資格のない者の行った入札 イ 電子調達サービスによらずに行った入札 ウ 電子調達サービス利用規約（平成16年12月1日施行）に違反して行った入札 エ アからウまでに掲げるもののほか、武蔵野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札 (7) 武蔵野市競争入札参加者心得の遵守 この告示に定めがないことについては、武蔵野市競争入札参加者心得（平成23年1月4日施行）に従うこと。
13 開札、契約手続等	(1) 開札の日時 開札は、令和7年7月3日（木曜日）午前11時10分とする。 (2) 落札者の決定 開札結果は、電子調達サービスの開札状況により確認するものとする。 (3) 議会の議決を経なければならない契約であることについて 本契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）の定めるところにより、武蔵野市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。 (4) 契約書の作成 落札者は、議会の議決を経た旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書2通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。 なお、契約書を提出する際は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票を持参しなければならない。 (5) 前金払

	本契約は、前金払の対象工事である。前払金は、2億円を限度とし、契約金額の40パーセントの額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 なお、前金払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該前金払の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。 (6) 中間前金払 (5)により前金払を受けたときは、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）を受けることができる。中間前金払により支払う前払金（以下「中間前払金」という。）は、1億円を限度とし、契約金額の20パーセントの額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 なお、中間前金払を受けようとするときは、保証事業会社と当該中間前金払の対象となる本件工事に係る保証契約を締結しなければならない。 (7) その他 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武蔵野市と協議のうえ、その承諾を得ることとする。
14入札告示の掲示について	武蔵野市役所前掲示場、電子調達サービス及び管財課契約係カウンターにより行う。
15問合せ先	武蔵野市財務部管財課契約係 電話番号 0422（60）1817（直通）